

## 市川市物品売払いに係る随意契約実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、物品の売払いに係る随意契約（以下「物品売払契約」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 物品 次に掲げるものをいう。

ア 市川市財務規則(昭和60年規則第4号。以下「財務規則」という。)

第213条第1項に規定する物品であって、財務規則第221条第2項の規定により売り払う旨の決定をしたもの

イ 資源化をすることができる物であって、市長が当該資源化をすることができる物について売り払う旨の決定をしたもの

(2) 総価契約 物品売払契約の代金（以下「契約金額」という。）を総額で定める契約をいう。

(3) 単価契約 物又は役務の給付について、その規格及び単価当たりの価格だけを決定し、金額はその給付の実績によって算定することを内容とする契約をいう。

(契約形態等)

第3条 物品売払契約は、総価契約によるものとする。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、単価契約によるものとすることができる。

2 物品売払契約を総価契約により締結する者は、物品の引渡しを受ける前に契約金額を即納するものとする。

(物品売払契約の見積書の徴収)

第4条 物品売払契約の見積書の徴収は、財務規則第112条の定めるところによる。

(見積期間)

第5条 見積書の作成のための期間（以下「見積期間」という。）は、次の各号に掲げる物品売払契約1件当たりの予定価格の区分に応じ、当該各号

に定める期間とする。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、5日の範囲内において、第1号の期間を短縮することができる。

(1) 2,000万円以上 見積書の提出を依頼した日（次号において「見積依頼日」という。）から起算して10日以上の期間

(2) 2,000万円未満 見積依頼日から起算して1日以上の期間  
（見積書の提出期限）

第6条 見積書の提出期限は、見積期間の末日の翌日以後の日において市長が適当と認める日とする。

（見積書の提出方法）

第7条 見積書の提出の依頼を受けた者は、見積書に記名押印するとともに、当該物品売払契約に係る内訳を記載し、前条の提出期限までに、当該見積書を市長に提出しなければならない。

（契約予定者の決定）

第8条 市長は、前条の規定により提出された見積書のうち、予定価格以上の最高の価格の見積書を提出した者（以下「最高価格見積書提出者」という。）を契約予定者として決定し、その旨を契約予定者に通知するものとする。ただし、最高価格見積書提出者が2人以上いるときは、その者にくじを引かせて契約予定者を決定するものとする。

2 前項ただし書の場合において、市長は、くじ引きを実施する日時を定め、最高価格見積書提出者に対し、その旨を通知しなければならない。

3 第1項のくじの方法は、契約予定者を決定するくじを引く順番をくじにより決定し、その決定した順番に応じて、最高価格見積書提出者にくじを引かせ、契約予定者を決定するものとする。

4 前項の場合において、最高価格見積書提出者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該物品売払契約に係る事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

（契約保証金）

第9条 物品売払契約を締結する者（以下「契約者」という。）は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、次の各号のいずれかに該当するとき

は、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 契約者が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約者が過去2年間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたって誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、当該契約を確実に履行するものと認められるとき。
- (3) 契約者が契約金額を即納するとき。
- (4) 契約者が契約を確実に履行するものと認められるとき。
- (5) 契約者が国若しくは公社、公団、公庫等の政府関係機関又は地方公共団体であるとき。

（予定価格の非公表）

第10条 物品売払契約に係る予定価格は、公表しない。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱は、令和2年4月1日以後に財務規則第112条第1項の規定により見積書の徴収を行う物品売払契約について適用する。